

委員会設置要項

平成28年6月17日
令和4年6月23日最終改正
国立大学図書館協会
第69回総会

1. 趣 旨

この要項は、国立大学図書館協会会則(以下、「会則」という。)第4章第5節に定める委員会の構成及び設置期間等について必要な事項を定めるものとする。

2. 設 置

会則第20条に基づき、協会に次の委員会を設置する。

- ・ 総務委員会
- ・ 人材委員会
- ・ 資料委員会
- ・ システム委員会

3. 構 成

(1)委員については、別に定める。

(2)委員会に、具体的な事業を遂行するため小委員会等を置くことができる。

小委員会等の組織及び任務については、別に定める。

4. 設置期間

委員会の設置期間は、第68回総会から第73回総会までとする。

5. 設置目的

各委員会の設置目的は、次のとおりとする。委員会は、それぞれの設置目的に沿って、協会の事業活動に関係のある事項の審議又は調査研究等の活動を行うものとする。

(1)総務委員会

協会の組織・運営、広報に関する企画・立案並びに協会賞の企画・審議を行う。

(2)人材委員会

人材についての制度の設計・整備に関する企画・立案並びに地区助成事業及び海外派遣事業の企画・審議を行う。

(3)資料委員会

大学で生み出される教育研究成果の長期的な保存を図るとともに電子的流通とオープン化を推進する。また、電子ジャーナルや電子書籍等の電子資料を適切に整備するようにつとめ、利用環境を整えるとともに資料のデジタル化等により長期的な利用を可能とする。

(4)システム委員会

総合目録データベースをはじめとする、他機関と連携した学術情報システムを高度化することにより、知の総体を対象として、必要な情報が効率的・網羅的・安定的・継続的に発見できる環境を実現する。

附 則

1. この要項は平成 28 年 6 月 17 日から施行する。
2. この要項は令和 2 年 6 月 30 日から施行する。
3. この要項は令和 3 年 6 月 25 日から施行する。
4. この要項は令和 4 年 6 月 23 日から施行する。